

海津市まちづくり委員会「第13回自治基本条例策定分科会」会議録

開催年月日 平成24年9月25日(火)

開催場所 海津市役所 海津庁舎 1階 大会議室

分科会委員定数 19名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後3時40分

出席者 ○分科会委員

公募市民	村 上 碩 也
"	堀 田 義 郎
"	伊 藤 幹 男
"	古 川 義 弘
会 長	古 川 邦 彦
"	佐 藤 芳 満
"	野 津 繁 雄
"	今 津 美 憲
ボランティア連絡協議会	下 田 博 暉
海津市自治連合会代表	宮 脇 信 幸
総務課	菱 田 登
岐阜経済大学准教授	菊 本 舞
○事務局 企画政策課 課長	中 島 哲 之
" 係長	徳 永 宗 哲
" 主任	近 藤 健 二
" 主任	土 井 敬 子

欠 席 者 公募委員

"	大 橋 宗 明
副会長	土 方 隆 博
NPO法人まごの手クラブ	田 中 由 美 子
NPO法人良縁の会ひまわり	櫻 木 徳 子
女性人材リスト	石 川 春 代
NPO法人セーフティサポートコミュニティ平田	森 秀 和
NPO法人ゆうゆうアテンダント	藤 田 重 紀

会議次第

1. あいさつ
2. 自由討議(1.各骨子案について)
3. 講評
4. 事務連絡

事務局	<p>みなさんこんにちは。 本日はお忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。 これより、海津市まちづくり委員会「第13回自治基本条例策定分科会」を開催させていただきます。 古川邦彦分科会長からご挨拶をお願いします。</p>
会長	(あいさつ)
事務局	<p>ありがとうございました。 さて、本日の予定でございますが、自由討議を行いたいと思いません。終了予定時刻は、15:30です。 それでは会議の司会を、海津市まちづくり委員会要綱の規定により、古川分科会長にお願いいたします。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>それでは次第に基づき進めさせていただきます。 次第2「自由討議」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回の内容は事前お送りいたしました次第にありますとおり、これまで検討してまいりました自治基本条例について、現在どの程度まで作業が進んでいるかを確認し、検討漏れなどを点検し、今後どのような項目の検討が必要になるか、及び項目の内容について討議させていただきます。 事前に事務局から各骨子案のまとめと、参考資料として各項目を市民・行政・議会の関係で整理したもの、各原則で整理したものを配布させていただきました。 なお今回から、総務課菱田課長補佐をアドバイザーとしてお願いいたしますので、ご了解願います。 では自由討議は発表を含めて15時20分まで行いたいと思いません。</p>
会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、ご不明な点や質問がありましたらお願いします。 ないようですので、自由討議をはじめさせていただきます。 進行は菊本先生からお願いします。</p>
菊本委員	(討議)
Aグループ	それではそれぞれ発表をお願いします。
	2枚の自治基本条例分科会 各骨子案のまとめから2番の定義の

プ
A 委員

部分で、3 番目市民自治協議会のところでいろいろと意見が出てきました。市民自治協議会をどのように考えるか、どう捉えるかの問題で、目的化の自治協議会にするのか、それとも今の自治会を自治協議会に組み替えるのかいろんな想定が考えられます。それをどういう風に基本条例案に取り込むのか、しばらく協議する必要があるかと思います。特に「一定の地域において」この言葉が出てきますので、これが3枚目の「市民協議会の役割」の「一つの地域は、複数の市民自治協議会に属することができない」となりますと、自治協議会が立ちあがると、例えば私は平田ですが、海西地区や今尾地区、高須地区とかが立ち上げた場合に、自治会協議会同士のバッティングが出る可能性があります。この部分の文章の作り方、考え方をしっかりとやっていかないと自治協議会そのものの意味合いが大変難しいだろうと。

それに関連しまして、先ほどの3枚目11番から13番、市民自治協議会の設立要綱とかこの辺りは市民自治協議会の捉え方、考え方をしっかりとまとめてからいかないと難しいのと、13番の財政支援ができるということになっておりますが、今の自治会を解散させて市民自治協議会に発展させるのかさせないのか、財政は今、自治会の方にも市から出ておりますし、この部分にも財政が出てきた場合には一本化、どちらかを考えていかないとバッティングする可能性があるのと、それから目的がはっきりしない場合、今自治会は大まかな形での動き、この自治協議会を目的別の協議会という捉え方をするのかしないのか、その辺りも含めてもう少し協議する必要があるだろうと、それを文章に表すにはどうするのか、今の状態を含めて改めて深く検討する必要があるのではないかと思います。

その次の「基本原則」、市民自治の原則、先ほど個人の意見どうするのか、個人の意見を自治会に出して自治会から上へ上げていく、そういう形になっておりますが、実際に個人の意見の市民自治、まちづくりの基本であるというところで、個人の意見をそのまま受け入れる場所をどう捉えるのか、例えば市のどこかの窓口がそういう役割をするのか、それをこの自治基本条例の問題として文章化するには今は受動ですがこちらから能動的に向かっていった場合の文章作りが出来てないので、どのようにしていったらいいのかが一つ出ました。個人というところが問題です、

それから「市民の権利」「市長の責務」この辺りはいろいろ出ておりますが、2枚目めくって事務局案で「市長は、市民の信託に応え～」という文章がありますが、このようなものだろうと思います。実際、市長は自分のマニフェストをしっかりと発表してやっていく、もし失敗したらどうするのかというのは文章に書けないからこのような形で「市長の責務」ということでいけばいいんじゃないかと思えます。

あと「職員の責務」に関しても第8回分科会のところで6項目ほど事務局案が出ておりますが、文章としてはこれでいいと思いま

す。あとは言葉使いをもう少しどうするのか、それは実際に出来上がったときに推敲していけばいいのかなと思います。

7番目に「議会の基本的な役割」ですが、議会に関しては、議会の情報公開をどういう風に文章にするのか、もう一つは議員の責務も重なっていくんですが、議員さんに関してはそれぞれ市民の代表ということで出ておみえになりますので、議員さんにもうちょっと勉強せえという言葉は難しいだろうと、もし議員さんがダメな場合はそれぞれの応援している市民が次の選挙のときはバツをうちますので、現在ここに書いてありますような事務局案であたりさわりなく議員さんを応援する、このような形でいいんじゃないかと思います。

あと細かい部分に関しましては、文字の問題、言葉使いの問題そのものは一字一句検討する必要がありますが、今のところはそこまで話はしていません。

それから市民自治協議会の考え方・捉え方をしっかり検討して文章化していかないと、先ほど言いましたように自治連合会とのバッティングとか地域同士のバッティングとか、いろんなことが発生してくると思いますので、このあたりを検討して文章化していく必要があるんじゃないかと思います。そこに8割方時間を費やしたので、他のところは時間を流したような状況です。以上です。

菊本委員

ありがとうございました。
では、こちらのグループお願いします。

Bグループ
B委員

1の「目的」というところで言葉に拘ったんですが、「自治の基本的な事項を定め」の「自治」という言葉があまり定義しきれてないなという感じです。自治と言った場合、住民自治という意味だと思いますが、団体自治だってあるわけでその辺の難しいことなんですけど、何を決めようとしているのかに関わってくると思うんですけど、それがはっきりしないなという意見でした。

次に2行目の「自立した自治体にふさわしい」の自治体を修飾する「自立した」という言葉の意味合い、どういう風に捉えるのか、これはいろいろ意見があるところですので、色んな解釈がありますから。なかで出た意見では財政的に自立したといってるのか、国からの自立したという意味か、自立するというのは何からの自立なのか、例えば極論ですが、横暴な市長がいて市長が好き勝手やるからそれを認めないという市民が中心になったという意味の自立なのか、色んな解釈があるからちょっとどうかなという表現の問題としてありました。

次に、やはり向こうのグループと同じところが議題になりました。市民自治協議会についてのところで、今の意見を聞いて私の個人的な意見ですが自治体との関係については、私の理解するところでは既に話し合われた内容をまた遡っているのかなという理解で

す。何回前だったか分からないけど、その時も自治会と自治協議会との関わりについて、議論があって意見はここでまとめられたことが結論だったと理解するんですけど、また出てきたなという感じはします。

その時の理解では自治会も自治協議会に参加する一団体であるという理解で、自治会の上に要求をかぶせたもんじゃないよという理解だったと思います。ですから当然併存するという理解でありますけども。私どものほうの意見としては自治協議会が今回の大きな基本条例の要な部分だろうと、これを表現するにこれを作らなければならないのか、これを作ることができるという表現の問題だけじゃなくて重要性の問題に関わってくるなと思います。それと関連して向こうのグループと全く同じところで11から13が大きく話題になりまして、12の①「市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ」云々書いてあるんですけども、これでは弱いのではないかとつまり市長は自治協議会の意見を求めなければならない、という風にしたらどうかと。②に「答申を尊重するよう努めなければならない」と言葉と両方あるんですが、どちらを優先的に強くアピールするかという問題と、13番の財政で当然そういうものを各地域に作っていくとなればかなりのエネルギーがいるわけですから、財政的な支援がいることは当たり前なわけで、この辺もはっきりとうたわないと、つくることができますよという文章だけをうたったところでそのものは立ち上がらないだろうと。かなり財政的な支援が必要だということも意見が出てきました。

あとはつくることができるんだったら、ある地域はできるからある地域はつukれないかつukらないか、それではあれなんで全地域につくるようにしなければならぬとする必要もあるんじゃないかという意見もありました。

また元に戻りまして、7、8の議会についてですが、特に説明責任、情報公開提供というところで、これはどこまでいえるかどうか分かりませんが、極論ですが議会は議決した内容を市民に説明しなければならない、これはマストという風にうたうことができるかどうかは別として、そういうところを強くうたってほしい。具体例として伊賀市と長野県の阿智村の例が出まして、そこでは議会で議決したことは議員がそれぞれの判断で議決した、議会の責任として全て予算とか事業が決定されているわけですから、そういうものを議員が市民に説明していると、そういう地域もあるという具体例がありました。

9番の最後の市民への周知というところで、あくまでも行政が案を出して議決したのは議会なんだから、議会は市民に説明しなさいと、説明できるように勉強しないといけないわけですけども、そういうことを強くうたったらどうかと。どこまでうたえるかは条例の中で制限があると思いますけどね。

あと一つ最初に出た質問の中で議会の公開ということをやろう

	<p>んだけど、これはどうなのという質問がありまして事務局に確認したら地方自治法第115条に公開の原則がありますよという説明がありましたので、基本条例の中で議会は公開するということに関して、そういう意味では再確認するということが含まれるんじゃないかという理解です。むしろ情報の共有というところが重きを為すんでないかと私の個人的な意見です。</p> <p>同じことが次のページ②に「議員は、議会活動や市政に関する状況について、市民に説明するよう努めなければならない」と事務局案で出てますが、議会活動の重要なものは議決した内容ですからこういう言葉かなと思います。</p> <p>16ですけども住民投票について、これが先ほどの協議会ともう一つの大きなポイントだと思いますが、資料として出された伊賀市の自治基本条例、これにも一項目きちんと住民投票の項目がしっかり掲げられてますので、やはりこれはしっかりとうたうべきではないかという風に思いました。こちらの意見ではそういうことでした。</p>
菊本委員	<p>ありがとうございました。 終了の時刻がせまっていますが、ご意見がありましたらお一人ずつ…。</p>
Aグループ A委員	<p>すみません。ひとつ言い忘れてました。先ほど言われました12番の1の部分、市民自治協議会は、というところ。市の総合計画や策定という部分がありますが、自治協議会の役割というところにこれをのせてしまうと、自治協議会はこれだけなのかというニュアンスに捉えられる可能性が高いので、この辺りの文章使いを検討していかないと市民自治協議会というものの明確性、役割をしっかりと文章化するかしないのか、今のこの文章を1から5番までですと市の総合計画だけやってればいいんじゃないという捉え方をしてしまうのでその辺りをどのような文章化するかもっと検討していく必要があるのではないかと思います。今ここでは全て市長に関する形になってしまいますので。以上です。</p>
菊本委員	<p>ありがとうございました。 こちらのグループいかがでしょうか。もしコメントがあれば…。では、最後コメントを菱田さんの方から折角なので頂きましょう。</p>
菱田委員	<p>いただいたご意見についていろいろコメントするほど勉強しておりますので、前回まではそちら側において皆様のご意見を拝聴してたので、ここは条例とか規則の作り方についてトリビア的なですね雑感といいますか、情報提供を差し上げてコメントいたします。</p>

最初に委員長からお話がありましたけど、第〇条とか第〇項とか第〇号というのは、どういう風に文章を書くべきかについて言及されましたが、この案というのは今のところ皆様に検討しやすいように箇条書きにただけですので、第〇条とかというのは文章で表現するのが普通です。第〇条、第〇項までは文章でいくんですけど、その次に第〇号とか片仮名のア、イ、ウになってくると体言止め、名詞止めで箇条書きにしていく、その方が読みやすいからという不文律があります。そのようなルールといいますか不文律に従ってこれから見直しをしていきたいと思えます。

それからもう一つ言われたのが、敬語体か文語体かどちらかに統一すべき、今回はたまたま文語体であるがとおっしゃってましたが、いろいろな自治基本条例をみておきますと、たいていの条例は文語体なんですけど、基本条例だけは極めてユニークな位置づけだということをしてPRするために「です・ます」調ですね、敬語体で表現してあるものたくさんあります。ですのでうちもそういうことを検討していったらいいかと思えます。普通はほぼ99%文語体ですので、敬語体がない中でこれがあると非常に目立ちます。

それから先ほどのお話の中でありましたが、議会の会議を公開とするという表現がありましたけど、これは自治法で決まっているので、あまり繰り返し書いても意味がないとまではいいませんが、もっと上位法でできることと定めきれてないことを区別した資料作り、大切ではないかというご意見頂きました。その通りだと思いますのでそれに従った資料作りをできたらいいなと思っておりますけど、一言いいますとこれはどちらかというと市独自の憲法という性格がありまして、皆さんご存じのように憲法というのは第2次世界大戦後定着したもので、その前から明治憲法ありましたけれど既存の戦前から続いておりました民法とかいろんな法律に矛盾しない形で、なお且つアメリカの合衆国憲法のスピリットを取り寄せて微妙にミックスして作ったのが今の憲法ですので、既存の法律とか上位法と矛盾しない形でなお且つ新鮮なものどこまで盛り込めるかというのが検討していくためのポイントですので、時にこれ繰り返しじゃないか思わせる部分もあってもいいと思えますし、時にこれは斬新だなという表現があってもいいと思えます。そこらへんのことを頭に入れて臨機応変に作っていくのはいいことかと思えます。

それから最後に総合計画の件、ちょっとご意見聞かせていただきました。総合計画というのは全国どこの町でも必ずあるんですけどそれは地方自治法で定めなければならないと書いてあったためなんですけど、平成23年度の夏に自治法が改正されて皆さん聞かれたことがあるかもしれませんが権限委譲、地域主権改革の名のもとです、極端に言えば総合計画作りたいなら作っていいですよ、作らないなら無しでもいいですよということで、作らなければならないという一文が削除されました。ですのでどっちでもいいということになってしまったんですけど、今まで長年の歴史とか慣習

から総合計画無しでよろしいという自治体は多分どこにもないと思いますので、その根拠をどこかに定めなければなりません。その受け皿としてこの自治基本条例、非常にいい器ですので総合計画とは何ぞや、それをどのように活用していくか簡単な表現でかまわないのでこの自治基本条例の中にうたうとよろしいかと思いました。

以上が今回について感じた雑感ですので、もう少しまとめたことを次回から話したいと思いますので、ご容赦願いたいと思います。

菊本委員

非常に丁寧に解説して下さいありがとうございました。

もう時間がちょっと過ぎてますので、簡単にまとめさせてください。一つポイントになるのはずっと続いていることなんですが、新しい自治組織を作るのか作らないのか、あるいは作るとすればどうするのか、どこまで自治基本条例に盛り込むのかというのが会を重ねるごとに逆にいらぬんじゃないかという議論になりつつあるなという感じがあります。ですのでもう一度市民自治協議会については皆さん納得いくまでこの部分については別の会をとってお話を頂く機会をとらなければいけないだろうなと明らかになってきていると思います。市民自治協議会の内容については議論をつめないと条文化、あるいは骨子案も作れないという段階まで戻ってきてしまったかなという感がありますね。それからご指摘頂いている内容の中で、定義の部分がまだ不十分じゃないかというご指摘がいくつか出てきています。この分科会の中では市民ということについては皆さんにかなりご議論頂いたと思いますが、自治とか自立したとか初回のほうで自治とはどういうことなのかワークショップして頂いている、具体的な自治の内容については議論頂いたんですけど、条文のなかでどのように定義づけるかというのは実は定義としては出てきてないという風なご指摘が出てきています。ここのところについては、事務局として提案していくか、会を定めて皆さんにご検討頂く会が必要か整理させて頂きたいと思います。それから議会のところですね、特にどういうところまで踏み込むか議論になるところで、踏み込めば踏み込むほどやはり議会の方でかなり紛糾するんで、自治基本条例では一つのポイントになる部分だと思っていますので、こちらのテーブルに出ていたようにある程度ぼやかした表現で事務局提案で出てきているもので留めるのかということ、それから公開のところも繰り返す必要がないんじゃないかのご意見がありました。もっと踏み込んで例えば今日の事務局提案は議会は全ての情報を公開するという形だったと思いますが、他の自治基本条例などでは例えば議会に関する全ての会議は原則公開とするといったような条文をおきているところもありますので、公開性を更に高めるという意味で一步踏み込んだ形で条文化するかについては少し議論が必要なんだろうなと思います。皆さんのご議論の中でも議会については時間とおられたと思いますので、押さえておきたいポイントかと思っています。

会 長	<p>住民投票については非常に重要なポイントというのは、事務局でも考えていますので、今後皆さんと議論させて頂くことになろうかと思えます。ざっとまとめ切れていませんけども、今日ご議論頂いた内容をもって次回以降少し整備していく形になるかと思えます。やはり新しい市民自治組織をつくるかどうかというところで、この自治基本条例の性格が変わってくると思えますので、今後そのところを事務局とつめて次回以降の分科会で皆さんにご議論頂くことしたいと思えます。</p> <p>長時間にわたってありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。それでは最後になりますが、事務局から次回の開催日を含めて連絡をお願いします。できたら11月の予定も聞いていただけませんか。</p> <p>(事務連絡)</p> <ul style="list-style-type: none">・分科会開催日について <p>第14回 平成24年10月30日(火)</p> <p>第15回 平成24年11月27日(火)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の予定は、以上で終了しました。</p> <p>これで「第13回海津市自治基本条例策定分科会」を閉じさせて頂きます。</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>(15:30 終了)</p>
-----	--